

亀が岡自治会入会へのご案内

Ver. 20201001

—自治会入会届添付—

逗子市亀が岡自治会 会長

この度は、亀が岡団地によろこそ転入いただきました。

蒼い海と美しい緑に恵まれたこの「亀が岡団地」が誕生してから50余年になります。この間、私たちは「亀が岡自治会」を中心にして清潔で閑静な町として住民同士が支え合い犯罪や防災対策を行い安全で安心な住みよいまちづくりに努めてまいりました。

市での有料化と分別基準も細かくなりましたゴミ・資源物ですが、ゴミネットボックス(35ヶ所)と資源回収ステーション(8ヶ所)の維持管理は自治会および自治会費にて賄われています。

公園清掃や花壇整備など、自治会と有志ボランティア活動を通じた美化活動や団地周辺の主要段階の清掃は自治会費にて賄われています。

団地内は防犯カメラが設置され、街路灯もLED化し、KBB(亀が岡防災防犯会)の有志グループでパトロールも行っており、夜も安心して歩くことができます。

また、発災時の備えとして活動計画やマニュアル整備、訓練を実施しています。

自治会の行事事業としては、夏祭りや餅つき、敬老の日お祝い事業など毎年多くの住民の方が参加し賑わっております。

亀が岡団地は、喜ばしいことに新しい方の転入居住により毎年世帯数が増加している一方で、年々高齢化も進んでおり、お年寄の一人住まいも増えております。

その為、これまで以上にご近所同士の係わりを大切にして連携を深めていく必要があります。

どうか「亀が岡自治会」にご入会いただき、安全で安心な住みよいまちづくりにご協力をお願い申し上げます。

自治会に加入される方へのご案内を下記に記します。

記

(1) 地名の由来

行政地番では小坪1丁目になりますが、「亀が岡」が通称としてタクシーでも一般的です。

昔、地形が亀の甲羅に似ていたとか、頼朝の愛妾が亀の前という名で小坪に住んでいたとかが言われていますが、単純に鎌倉の鶴岡に対する逗子の亀岡かも知れません。

(2) 自治会

逗子市内には76の自治会・町内会がありますが、当自治会は世帯数規模から第7番目の大きい自治会になります。組織では会長以下12名の役員、3名の顧問及び28名の班長で構成されています。また、大きい行事には数多くの有志の方々のご協力を得ております。班長は半年任期で各班単位に輪番制等になっていますので、班長に選出された場合は自治会の運営に是非ご協力を宜しくお願いいたします。

自治会費は年額3,600円で上・下期で各1,800円をお願いしております。

(3) 情報

- 1) 回覧物・配布物 原則として月1回、回覧板で班長さんを通じて回しています。
- 2) 掲示板 町内に11か所設置しており、その都度必要な情報をお伝えしています。
- 3) 「亀が岡自治会」のホームページでも自治会の活動を情報発信しております。

<https://kamegaoka.1net.jp>

- 4) 「亀だん だより」は年数回、町内の話題をまとめて発行しています。
- 5) 逗子市の情報は毎月末「広報 ずし」が各戸宛て配達されます。

(4) 防犯(防火)

亀が岡防災防犯会(KBB)が自治会内にあり、土曜昼、日曜、祝日を除く午後と夜間、町内を有志グループでパトロールしています。

午後は学童の下校時間にあわせて見守りの役目も担っております。

神奈川県知事賞、県警本部長賞をこれまで受賞してその活躍が認められております。

※パトロール参加 随時募集中・特定の日または夜間だけでも結構です

(5) 防災 防災対策実行委員会を設けて日頃から有事に備えております。

逗子市・小坪地区等の防災訓練にも積極的に参加しています。

(6) 行事 団地内の行事として大きい催し物は次の二つがあります。

7月下旬 公園夏祭り (於 亀ヶ岡公園)

12月下旬 餅つき大会 (同上)

ゲーム、模擬店があつて、お子さんたちをはじめ、毎年多数の参加者で賑わっております。

※会員様へボランティア活動として当日お手伝い頂ける方を募集しています

(7) ごみと資源物 平成27年10月1日から有料化になり、分別基準も細かくなりました。

市役所で転入手続きをされたときに受領された「CUZ」冊子:「ごみと資源物の出し方」(または逗子市のホームページ)を参照され、町内美化にご協力ください。

※ごみネットボックス・資源回収ステーションの維持管理は自治会費にて賄われています。

(8) サークル活動 現在、町内のサークル活動は次の通りです。

囲碁同好会 亀和会 気と遊ぶ会 お習字の会 翔風吟道会

亀が岡ゴルフ倶楽部(KGC) 亀が岡体操教室 亀が岡喫茶室

屋内のサークル活動は亀が岡自治会館(※)で行われます

※団地内の北側上部、通称ガス階段横 2階建ての建物(利用の受付は毎月第1日曜日)

(9) 転入・転出・訃報等

班内で転入・転出・訃報等があつた場合は、班長さんにその旨連絡願います。

(10) その他

転入されて亀が岡団地を新しい目でご覧になって気づかれた点がありましたら、自治会館前または班長さん宅の郵便箱にご意見等ご投函ください。

以上、簡略な説明でしたが、亀が岡自治会へ入会していただける場合は添付の「入会届」を所属班長さんに提出の程、宜しく願いいたします。
ご入会をお待ちしております。

以上

亀が岡自治会長殿

亀が岡自治会入会届

亀が岡自治会への入会を申請いたしますので、
よろしく手続きのほど、お願いいたします。

記

申請日 _____年 _____月 _____日

申請者 _____班 _____^①

(申請者含めてご家族 _____名)

住所 小坪 _____丁目 _____番 _____号 _____

電話 _____

FAX _____

----- 自治会確認用 -----

第____班班長 年 月 日 印	担当役員 年 月 日 印	会計役員 (入金ありの場合) 年 月 日 会費() 印	事務局長 年 月 日 印	会員台帳記載連絡 <input type="checkbox"/> 会計 年 月 日 <input type="checkbox"/> 事務局 年 月 日
------------------------	--------------------	--	--------------------	---